

環境省 提出個票

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	環境省
提言該当箇所	国会事故調提言 3 1)
提言内容	○長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。
対応状況 (12月現在)	<法令・制度・計画等の策定> ○福島復興再生特別措置法が平成24年3月31日に施行。健康管理調査の実施等については第4章に規定。 <予算措置> ○福島県民の皆様の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第二次補正により、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し全面的に県を支援。 ※県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。また、この他に、ホールボディカウンターによる検査や、子ども及び妊婦に対する個人線量計(ガラスバッジ等)の貸与などを実施。 ○平成24年度当初予算により、同基金に7億円を拠出。 ※母乳の放射性物質濃度検査及び新生児の聴覚検査を実施。 ○平成24年度予備費（平成24年11月30日閣議決定）により、同基金に約60億円を拠出予定。 ※福島県民の健康管理の一環として、県民健康管理調査等の結果のきめ細かなフォローを行うとともに、併せて関連する健康管理の情報発信を行うための拠点(放射線医学県民健康管理センター)を整備する予定。
今後の対応・検討方針	<予算措置> ○今後とも福島県を適切に支援していく予定。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	環境省
提言該当箇所	国会事故調提言 3 3)
提言内容	○政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。
対応状況 (12月現在)	<法令・制度・計画等の策定> ○除染特別地域 ・放射性物質汚染対処特措法に基づき、対象となる11市町村※のうち、8市町村（田村市、南相馬市、檜葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町）において特別地域内除染実施計画を策定し、田村市、檜葉町、川内村、飯舘村について除染作業を開始し、川俣町、葛尾村については除染の準備作業（除草）中。 ※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域 ○除染実施区域 ・市町村において計画を策定し除染を実施する区域（8県104市町村）についても、順次計画が策定されているところ（12月11日現在8県91市町村）。 ○本年1月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、福島県等における除染等を推進するため、福島県に福島環境再生事務所を開設し、4月には環境省本省等も含めて500人規模の体制を確立したところ。 ○また、特に福島県における除染の加速化に向けて、除染推進パッケージを策定（平成24年10月）し、判断基準の明確化による福島環境再生事務所への権限委譲などの取組を進めている。 <予算措置> ○平成24年度当初予算 3721億円
今後の対応・検討方針	<法令・制度・計画等の策定> ○除染特別地域 ・計画が未策定の3町においても、今後、計画策定に向けて町との調整を進め、除染の実施につなげる。 ○除染実施区域 ・各市町村と十分な連携を図った上で、必要な措置をしっかりと講じていく。 <予算措置> ○平成25年度予算概算要求 4996億円

県民健康管理調査について

福島県は、基金を活用して「県民健康管理調査」を実施し、全県民の外部被ばく線量の推計、18歳以下の全県民の甲状腺超音波検査、避難区域等の住民の健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査を実施することとしている。

県民健康管理調査事業の概要

1. 被ばく線量の把握（「基本調査」）

全県民（約202万人）を対象に原発事故発生直後からの各個人の行動を把握した上で、現在放射線医学総合研究所で開発中の線量推計システムにこのデータを入力し、個人の外部被ばく線量を把握する。6月末から浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区において行動調査のみ先行的に実施。8月26日より全県民に対し調査票を順次郵送。

2. 健康状態の把握（「詳細調査」）

①甲状腺超音波検査（18歳以下の全県民に順次実施）（約36万人）

被災時18歳以下であった全県民に対し、甲状腺超音波検査を行い、甲状腺がんの早期発見に努める。

平成23年10月から平成26年3月までに対象者全員に対し超音波検査を行った後、20歳までは2年に一度、その後は5年に一度検診を行う予定。

②健康診査（避難区域等の住民）（約20万人）

身体計測、採血検査等の健康診査を行うことによって心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を早期発見、早期治療に努める。平成23年10月より各市町村で順次実施中。

③こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民）

災害によって心的外傷（トラウマ）を負った可能性のある住民に対し、こころの健康度を把握し、適切なケアを提供するための調査を行う。平成24年1月18日より実施。

④妊産婦に関する調査（約2万人）

震災等の影響で医療機関の変更や定期受診等ができなくなり、妊産婦や乳児の健康管理が十分に行えない状況であることを踏まえ、妊産婦の方々の不安を把握し、解消に努めるとともに、今後、長期にわたる健康管理のための基礎となる調査を行う。平成24年1月18日より実施。

3. 継続的な健康管理

1. 等で把握された被ばく線量と2. 等で把握された健康影響を個人別に一元的に管理し、継続的な健康管理を行う。

県民健康管理（全県民対象）

線量を把握（基礎データ）

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
 方法：自記式質問票
 内容：3月11日以降の行動記録
 （被ばく線量の推計評価）

継続して管理

県民健康管理ファイル(仮称)

- ☆健康調査や検査の結果を
個々人が記録・保管
- ☆放射線に関する知識の普及

データベース構築

- ◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
- ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

・ホールボディカウンター
 ・個人線量計

健康状態を把握

詳細調査

甲状腺検査（18歳以下の全県民（県外避難者含む）に順次実施）

内容：甲状腺超音波検査
 ※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査（既存の健診を活用）

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
 内容：一般健診項目＋白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
 内容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、
がん検診等を定期的に受診することが、
疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民へ質問紙調査）

妊産婦に関する調査（22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳申請者へ質問紙調査）

相談・支援

フォロー

治療

県民健康管理調査事業及び関係する事業の全体像

県が
実施主体
の事業

国が
実施主体
の事業

11/20
改

I 県民健康管理調査 実施主体:福島県

基本調査

全県民を対象に被ばく線量を把握
行動調査票による調査を実施。回収率約25.5%(H24.10.31時点)。
うち233,901名については、事故後4カ月間の累積外部被ばく線量の推計済
○99.6%が5mSv未満、99.9%以上が10mSv未満
○県北・県中地区では90%以上が2mSv未満
○県南地区約92%、会津・南会津地区99%以上、相双地区約77%、
いわき地区99%以上が1mSv未満。(※放射線業務従事経験者を除く)

【先行地域】

H23.6.27から浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区(2.9万人)で調査
回収率約56.2%(H24.10.31時点) 最高25.1mSv (※放射線業務従事経験者を除く)

【先行地域外】

H23.8.26から先行地域外(202.7万人)で調査
回収率約22.6%(H24.10.31時点) 最高11mSv (※放射線業務従事経験者を除く)

詳細調査

- | | |
|---|---|
| 1 甲状腺超音波検査
(H23.10.9から開始)
対象:県全域18歳以下
計95,954名に対し実施済(H24.9.28時点) | 3 こころの健康度調査
(H24.1.18から開始)
対象:避難区域等の住民
回収率43.9%(H24.10.31時点) |
| 2 健康診査(各市町村で順次実施中)
対象:避難区域等の住民
計101,439名に対し実施済(H24.10.31時点) | 4 妊産婦に関する調査
(H24.1.18から開始)
対象:県全域妊産婦
回収率58.1%(H24.8.31時点) |

継続的健康管理

データベースの構築

県民健康管理ファイル

個人別に作成し、一元的に管理する。

IV 子ども等に対する積算線量計の貸与事業

実施主体:福島県 対象者:妊婦及び15歳未満の子ども(約30万人)
事業内容:市町村が実施する個人線量計・ガラスバッジ等の貸与事業及びサーベイメーターの整備事業への補助(全59市町村中、58市町村からの申請を受付)

V 小児甲状腺簡易測定

実施主体:現地対策本部(測定者:自治体、大学、電力会社等の技術者)

実施日: H23.3.24, 3.26 ~ 3.30 (個別説明会を開催済み)

測定場所: いわき市、川俣町、飯館村

対象者: 0~15歳の小児1,149名(うち結果の出た1,080名について集計)

II 放医研で実施している支援事業 実施主体:国(放医研)

外部被ばく線量評価システムによる個人ごとの線量推計

実施主体:支援チーム(開発機関:放医研)

内部被ばく線量評価のための基礎調査

実施主体:支援チーム(開発機関:放医研)

実施日: H23.6.27 ~ 7.28 (各自治体ごとに個別説明会を全て開催済み)

対象者: 浪江町、飯館村及び川俣町山木屋地区の住民 122名

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、

葛尾村及び田村市の住民 52名、合計174名

結果: セシウム134及び137による預託実効線量は全員1mSv未満。

ヨウ素は半減期が短いめ検出されず。

III 安心・リスクコミュニケーション事業

ホールボディカウンター測定

実施主体:福島県(測定機関:JAEA、総合磐城共立病院
南相馬市立総合病院、新潟県)

対象自治体:福島市、伊達市、川俣町、郡山市、須賀川市、
田村市、鏡石町、天栄村、白河市、西郷村、相
馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内
村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、
飯館村、いわき市 等

結果: 90,050名に対して実施済(H24.9.30時点、放医研分含む)

セシウム134及び137による預託実効線量は

1mSv未満 90,024人、1mSv 14人

2mSv 10人、3mSv 2人 全員に通知済み

ホールボディカウンター購入 (実施主体:福島県)

購入台数:5台(移動式) うちH23.11.10に1台(H23.11.21よりいわき
市で稼働)、H23.12.14に2台(H23.12.23より福島市及び巡回用として
稼働)、H23.12.26に1台(H24.1.18より須賀川市で稼働)、H24.1.16
に1台(H24.1.26より田村市で稼働)納入。

VI 調査研究事業

- ①事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばくの線量評価調査事業
- ②放射線による健康影響等に関する資料作成及び保健医療関係者等に対する研修会の講師育成事業
- ③WBC校正等事業
- ④放射線の健康影響に係る研究調査事業
- ⑤放射線による健康不安の軽減等に関する人材育成事業及び住民参加型プログラムの開発事業
- ⑥甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業



除染に関する最近の取組について

平成24年12月
環境省水・大気環境局

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置

①除染特別地域

環境大臣による 除染特別地域の指定

- 警戒区域・計画的避難区域の11市町村



環境大臣による特別地域内 除染実施計画の策定

- 除染等の措置等の実施に関する方針、目標等を定める
- 関係行政機関の長との協議
- 関係地方公共団体の長の意見聴取

国による除染等の措置等の実施

- 現時点で、川内村、田村市、楢葉町、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町の計画を策定済み
- 関係省庁の協力を得つつ、環境省が実施

②汚染状況重点調査地域

環境大臣による汚染状況重点調査地域の指定

- 環境の汚染状態が一定の要件に適合しない又はそのおそれが著しいと認められる地域(除染特別地域以外)を指定
- 全国で8県104市町村を指定
- そのうち、法定計画の協議が終了した市町村は91市町村(12月11日現在)

都道府県知事等(※)による 汚染状況の調査測定 (※)政令で定める市町村の長を含む

都道府県知事等による除染 実施計画策定

<対策実施主体>

- ・国管理地 国
- ・都道府県管理地 都道府県知事
- ・市町村管理地 市町村長
- ・独法等管理地 独法等
- ・その他の土地 市町村長

国、都道府県知事、市町村長等は除染実施計画に基づき除染等の措置等を実施

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ポイント

基本的な方向

- ・ 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処は、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために行うもの。
- ・ 国は、環境汚染への対処の進捗状況の定期的な点検を行い、その結果を踏まえてこの基本方針を適宜見直すものとする。

監視及び測定に関する基本的事項

- ・ 国による監視及び測定
- ・ 都道府県による監視及び測定

汚染廃棄物の処理に関する基本的事項

- ・ 住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先。
- ・ 現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制、施設等を積極的に活用。
- ・ 処理に当たっては、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮。
- ・ 安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、減容化。
- ・ 指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行う。

土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

- ・ 人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施。特に子どもの生活環境については優先的に実施。
- ・ 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。空間線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意。
- ・ 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指す。

土壌等の除染等の措置に関する基本的事項（続き）

○除染特別地域に関する事項

- ・ 除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成26年3月末までに、土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、仮置場へ逐次搬入することを旨とする。
- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施。

○除染実施区域に関する事項

- ・ 除染実施計画の策定に当たっては、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とする。除去土壌等の量に見合った仮置場の確保を前提としたものとする。
- ・ 追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃等を行うことが適当。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行う。

○土壌等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項等

除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

- ・ 除去土壌の収集等の実施に当たっては、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮。

その他重要事項

○汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

- ・ 土壌等の除染等の措置に伴い生ずる土壌及び廃棄物について、当分の間、市町村又はコミュニティごとに仮置場を確保。
- ・ 事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壌が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設を確保。
- ・ 中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行う。
- ・ 中間貯蔵後の扱いは、今後の技術開発の状況を踏まえて検討。

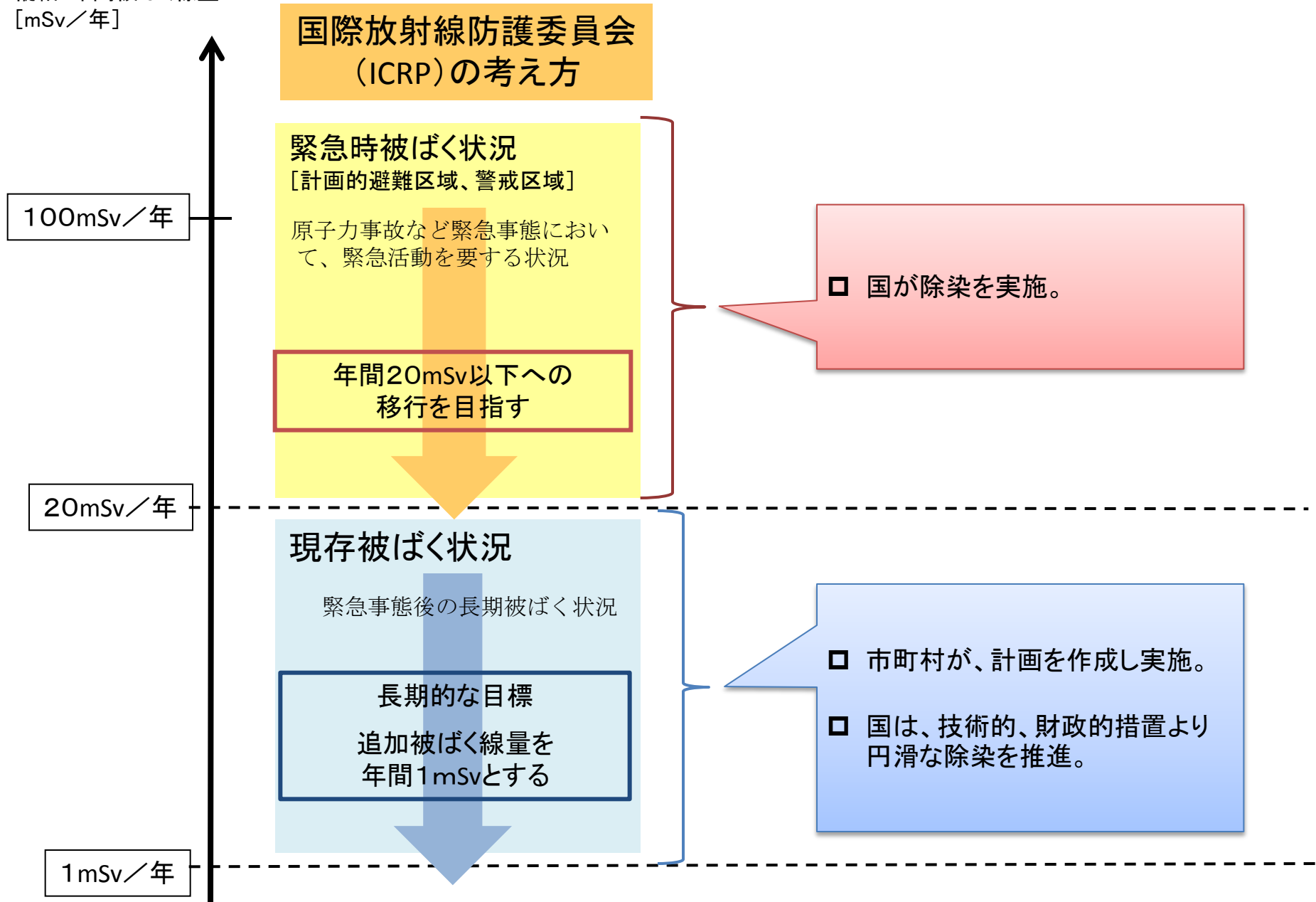
○調査研究、技術開発等の推進等

○住民理解の促進等

○その他配慮すべき事項（事業者は、当該従事者が受ける放射線量を管理等。地元雇用の確保に配慮。）

除染実施に関する基本的考え方

縦軸: 年間被ばく線量
[mSv/年]



直轄地域の除染の進め方

当面2年間(平成24・25年度)の方針

特別地域内除染実施計画等にとっとり、放射線量に応じて適切に除染を実施。

○50mSv/年超の地域：

除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

○20～50mSv/年の地域：

平成25年度内を目途に、住居等や農用地における空間線量が20mSv/年以下となることを目指す。

○20mSv/年以下の地域：

長期的に、追加被ばく線量が1mSv/年以下となることを目指す。



平成26年度以降の方針

○長期的目標として追加被ばく線量が1mSv/年以下となることを目指し、

○2年間の除染の結果について点検・評価し、対応方策を検討。計画の見直しを含め適切な措置を講ずる。

直轄地域の除染の進捗状況

直轄地域の除染の進捗状況					
	先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染)			
		事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事
田村市	○	○	○(4/13)	○(7/25～)	○(確保済み)
檜葉町	○	○	○(4/13)	○(9/6～)	○(確保済み)
川内村	○	○	○(4/13)	○(9/4～)	○(確保済み)
飯館村	○	○	○(5/24)	○(9/25～)	○ (一部確保済み)
川俣町	○	○	○(8/10)	(11/1～) 準備作業(除草)中	○ (一部確保済み)
葛尾村	○	○	○(9/28)	(10/12～) 準備作業(除草)中	○ (一部確保済み)
南相馬市	○	○	○(4/18)		地元調整中
浪江町	○	○	○(11/21)		地元調整中
大熊町	○	○	地元調整中		地元調整中
富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
双葉町					

※除染作業の実施には、特別地域内除染実施計画の策定と仮置場の確保が前提

汚染状況重点調査地域の除染の進捗状況(全体)

91市町村において、除染実施計画の協議を終了（平成24年12月11日時点）
（除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を併せると**94市町村**）

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村 ※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村		
		協議済市町村	計画案協議中市町村	調整中
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町村)		
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、亘理町 (8市町村)		石巻市
福島県	41	福島市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、本宮市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※、白河市※、石川町※、三春町※ (33市町村)	郡山市※、いわき市※、南相馬市※ (3市町村)	三島町、昭和村、矢祭町、塙町、柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町 (19市町村)		鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町 (8市町村)		
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村 (9市町村)	安中市	片品村、みなかみ町
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市町村)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市 (9市町村)		
計	104	91	4	9

除染の効果

- 除染によって相当程度の空間線量率を下げるができるが、現在の除染技術には限界もある。
- 引き続き、技術実証事業等により新技術の開発を進める。

面的除染の効果(モデル事業の結果) (1m高さの空間線量率)

- 30mSv/年(5.7μSv/h)程度の区域: 除染により20mSv/年(3.8μSv/h)未満に低減。
- 40mSv/年(7.6μSv/h)を超える区域: 除染により 4～6割程度低減。20mSv/年は下回らなかった。
- 除染前の空間線量率が高いほど除染の効果が高い傾向にあり、低いほど限定的。

表 モデル事業の結果(抜粋)(土地利用区分は「宅地及びその周辺」)

除染対象地区	除染方法	除染前平均値 (μSv/h)	除染後平均値 (μSv/h)	平均空間線量率 除染率
大熊町	庭の除草、表土剥ぎ、 屋根や壁の拭き取り等	11.5	3.9	66%
浪江町	庭の除草、表土剥ぎ、 屋根や壁の拭き取り等	10.0	5.7	43%
富岡町	表土剥ぎ、高圧洗浄、 舗装切削、ブラスト処理等	7.9	4.2	47%
浪江町	庭の除草、表土剥ぎ、 高圧洗浄等	5.7	2.6	54%
飯舘村	庭の除草、表土剥ぎ、 高圧洗浄等	3.6	2.2	39%
川俣町	庭の除草、表土剥ぎ、 水洗浄、ブラッシング等	3.0	1.7	43%
葛尾村	庭の除草、表土剥ぎ、屋根の洗浄、 壁の拭き取り等	1.7	1.3	23%
南相馬市	庭の除草、表土剥ぎ、 高圧洗浄、ブラッシング等	1.3	1.1	19%